

2014年 東京弁護士会 新年式

総務委員会委員長 藤原 浩 (33期)

新年早々強い寒波に襲われ、日比谷公園の「鶴の噴水」の翼にもつららができる厳しい冷え込みの中、東京弁護士会新年式は、2014年1月9日午前10時30分から弁護士会館クレオで開催された。



式辞を述べる菊地会長

1 菊地裕太郎会長の式辞

菊地会長は、昨年、東京オリンピックの開催決定や富士山の世界遺産登録など喜ばしいこともあったが、我々が強く反対してきた特定秘密保護法案が成立するなど憂慮すべき事態もあり、緊張感のある中で新年を迎えたとの年頭の挨拶をされた。そして、菊地会長は、原発被害者の損害賠償請求権の消滅時効期間の延長が実現したが、引き続き東日本大震災の復興支援に積極的に取り組む必要があること、法曹養成制度改革の関係においては、予備試験問題、法曹人口問題、法曹有資格者の活動領域の拡大問題など解決すべき多くの課題があること、新時代の刑

事司法制度の改革も、日弁連の掲げる目標の獲得に向けて大きな山場を迎えていることなどを指摘された上、司法の力を信じ、弁護士会の使命である人権擁護と社会正義の実現に向けて全力で邁進したいとの力強い決意を表明された。

2 来賓の祝辞

山岸憲司日弁連会長は、被表彰会員及び永年勤続職員にお祝いの言葉と人権賞受賞者に対する敬意を表された後、坂本龍馬が三権分立や人権思想に基づき世界に恥じない国創りを目指したように、弁護士会としても、人権思想に根付いた国創りを目指す必要があることを述べた上、当会の人権賞の意義は極めて大きいと賞賛された。

当会の元会員であられた山浦善樹最高裁判事は、昨年の欧州視察におけるイタリアの立法と憲法訴訟の実情やエピソードを紹介された上、弁護士と立法との関わりに言及され、弁護士は、立法のあるべき姿についても関与できる立場にあり、立法的解決が必要とされる場面においても弁護士の果たすべき役割は重要であることなどを述べられた。

また、同じく当会の元会員であられた鬼丸かおる最高裁判事からも祝辞があり、山積みとなった記録の中で裁判官としての生活がスタートしたこと、初めは戸惑うこともあったが、次第に弁護士としての経験、感覚を生かすことができるようになったこと、実際の事件を通じて、弁護士の役割が極めて重要であることを再確認したことなどが述べられた。

次に、谷垣禎一法務大臣から寄せられた祝辞では、裁判員制度の円滑な運用を目指すことや、法曹養成制度の問題点の改善に取り組むことなどが述べられ、国民が安心して暮らすことができる国創りを目指すとの決意が表明された。

小池裕東京地方裁判所所長は、当会の活動に敬意を表された上で、5年目を迎える裁判員制度を含め、法曹三者が相互の信頼の上で、率直な意見交換をし、より良き司法の実現に向けて努力したいと述べられた。

また、伊丹俊彦東京地方検察庁検事正は、裁判員制度の運用上の問題点について検討を始めたこと、再犯防止が重要課題であり、社会復帰支援室を設けたが、弁護士の協力も必要であること、犯罪被害者保護への支援についても検討することなどを話された。

3 先進会員等の表彰

在会50年表彰では本林徹会員が、90歳表彰では藤井光春会員と牧野良三会員が、80歳表彰では山内堅史会員がそれぞれを代表して表彰状を受け取られた。

被表彰者を代表して在会50年表彰の本林会員は謝辞の挨拶の中で、戦時体制を経験した者として平和の大切さを痛感してきたこと、弁護士生活50年の原点は「社会のために役立つことをする」ことにあったこと、1990年以降、市民のための司法へと司法改革を進めてきたが、そのひずみについては、弁護士が叡智を結集して是正すべきであること、「希望に生きる者はつねに若い」との格言のように、今後も希望を持って歩んでいきたいことなどを力強く語られた。

4 第28回人権賞

第28回東京弁護士会人権賞の選考経過と結果の報告が、人権賞選考委員会の福田泰雄委員長からなされた。

受賞者である上畑鉄之丞氏は、医師・研究者として過労死問題を取り上げた先駆者であり、過労死遺族の支援活動にも取り組み、労災認定への道を切り開くなど人権賞に相応しい方であり、菊地会長から、表彰状と青銅のテミス像、副賞の50万円が贈呈された。



人権賞受賞者・上畑氏のスピーチ

5 新年祝賀会

新年の門出を祝った鏡開きに続き、斎藤義房前年度会長の乾杯の音頭で新年祝賀会の宴が始まった。出席者は200名を優に超え、大橋正春最高裁判事や柴山昌彦衆議院議員にもご出席いただき、新年の門出を祝うに相応しい盛会となった。中締めでは、黒岩哲彦常議員会議長の音頭により万歳三唱が行われ、めでたく祝賀会はお開きになった。



新年の門出を祝う鏡開き
左から菊地会長、本林会員、山岸日弁連会長

IBA ボストン大会参加報告

国際委員会 副委員長 樋口 一磨 (56期)
委員 井上 乾介 (61期)

1 IBA ボストン大会の概要

国際法曹協会 (International Bar Association) は1947年に創設され、現在、全世界に4万人超の会員を有する世界最大の法曹団体である。IBAは、毎年10月ころに世界の各都市で年次総会を開催しており、2013年は10月6日から11日までの日程でアメリカ合衆国・ボストンでの開催となった。年次総会は、200以上のワーキングセッション (分科会) と朝食会・昼食会・ディナーなど膨大な数のソーシャル・イベントからなり、まさに法曹関係者の世界大会と言って過言ではない規模と内容であった。以下に概要を紹介させていただきたい。

2 開会セレモニー

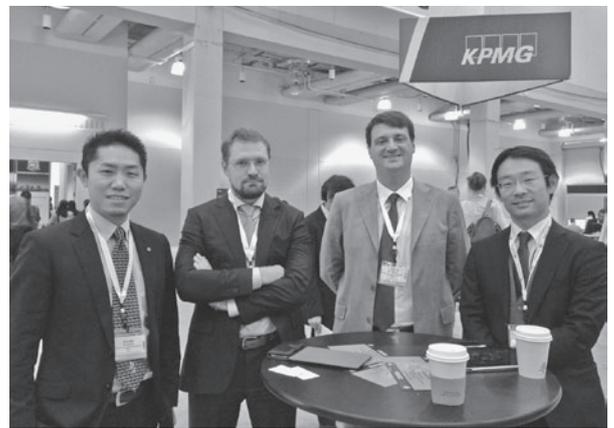
開会セレモニーでは、IBAのMichael Reynolds 会長が、今大会の参加者が120か国、6120人を超えて史上最多となったことを告げて、華々しく開幕を飾った。

基調講演では、クリントン政権で国務長官を務めたMadeline Albright女史が自身の移民としての生い立ち、旧ユーゴ紛争における国際刑事裁判所の創設に関与した経験、国際紛争の解決における法曹の役割への期待など幅広い話題について講演を行った。

3 セッション

(1) ワーキング・セッション (分科会)

午前と午後に各2時間半の枠を取って開かれたワーキング・セッションは、人権問題を取り扱ったものからM&Aなどビジネス法務に関するものまで実に多彩であった。以下に



一部をご紹介します。

今大会の目玉の一つとされた「人身取引・現代の奴隷制」と題されたセッションでは、人身取引について国連から特別報告者を委嘱されたJoy Ezeilo教授 (ナイジェリア) より、発展途上国から先進国への人身売買に関する状況報告がなされ、イギリス貴族院議員やインドの元検事総長を含む多彩なパネリストによる白熱した議論が交わされた。人身取引問題が、移民問題、労働問題、女性の人権、子どもの人権など幾つもの分野にまたがる複合的な問題であること、根本的な解決には国境を越えた協力が不可欠であることが浮き彫りとなり、大変に興味深かった。

「ベガスで起きたことはインターネットに残る」というセッションでは、インターネット時代におけるプライバシーをテーマとして、プライバシー侵害訴訟を専門とする弁護士に加えて、現役のジャーナリストやタブロイド誌の編集者なども交え、公共の場におけるプライバシーから有名人や

公人のプライバシー、各国のプライバシー保護法制、プライバシーと知る権利との関係、などさまざまな論点について活発な意見が戦わされていた。

「デジタル時代における売買取引」というセッションでは、インターネットを通じた物品売買から音楽や映画などインターネットを通じたコンテンツ取引、ユーザージェネレーテッド・コンテンツに関する著作権処理、国際裁判管轄など幅広いトピックについてのプレゼンテーションが行われ、ディスカッションでは先進国と発展途上国での関係法整備の差などについての指摘等がなされた。

(2) ランチ・セッション

このほか、セッション間の昼食の時間帯には、国際私法の権威である Mahmoud Cherif Bassiouni 教授、ムガベ独裁政権への抵抗を続けて投獄されたジンバブエの弁護士 Beatrice Mtetwa 女史など有識者を招いてのランチ・セッションが行われ、いずれも活発な質疑応答がなされた。

(3) シンポジウム

また、最終日の午後には、2015年がマグナ・カルタ制定800周年にあたることを記念して「法の支配とマグナ・カルタ」と題されたシンポジウムが開かれた。アパルトヘイト政策に抵抗した南アフリカの Richard Goldstone 元判事や現職のアメリカ連邦最高裁判事である Steven Breyer 判事ら錚々たるパネリストを集め、マグナ・カルタの歴史から「法の支配」という考え方が現代世界でどのように受容され実践されているか、について大変含蓄のある意見が交わされた。特に、Breyer 判事が、先進国においても「法の支配」は決して所与のものではなく、若い世代を不断に教育していかなければならない、と強調していたことは大変印象に残った。

4 ソーシャル・イベント

ワーキング・セッションのほかに昼食会やディナー、

レセプション等の行事も数多く用意されており、親しく意見を交わして知見を深め、友人を作る絶好の機会となった。

今回の大会では、若手弁護士によって構成されるヤング・ロイヤーズ委員会が主催した若手弁護士や年次総会への初参加者に向けたセッションが充実しており、参加しやすい環境が整えられていた。「ヤング・ロイヤーズ・ナイト」と銘打ったソーシャル・イベントでは、バブを貸し切って親睦が図られ、多くの友人を作ることができた。

また、2日目の夜に日弁連が主催した「ジャパン・ナイト」と銘打ったイベントでは、200人を超える参加者が訪れ、大盛況であった。参加者は口々に、東京大会を非常に楽しみにしていると述べており、期待の大きさがうかがわれた。

5 感想

今回、世界各国の法曹関係者と交わることで、各国の法制度・法文化の多様性を感じつつ、むしろ共通点も非常に多いように感じたことが収穫であった。特に、インターネットにおけるプライバシーや国際取引、移民問題など同種の問題についての他国の法制度や運用が参考になる点や国際的な協力が可能になる点が数多くあることを認識した。

他方で、欧米諸国の参加者が各セッションのパネリスト等中心的な役割を占めており、日本からの参加者が過去最多となったとはいえ、欧米諸国に比べてやや存在感が薄いという印象は否めなかった。今後、日本からの参加者・パネリストをより一層増やし、この素晴らしい機会を大いに有効活用すべきであると思われる。

最後に、このような機会を与えていただいた東京弁護士会・国際委員会に深く感謝しつつ、一人でも多くの会員が今年のIBA東京大会に参加されることをお勧めしたい。

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

両性の平等に関する委員会委員 寺原 真希子 (52期)

1 全国初の試み

2013年11月16日(土)、当委員会は、セクシュアル・マイノリティ(性自認や性的指向などのセクシュアリティにおける少数者)のための電話法律相談を実施した。

当委員会では、2012年3月、全国の弁護士会の中で初めて、セクシュアル・マイノリティをテーマとしたシンポジウムを開催した後、同年7月の当会夏期合研分科会においても続けてテーマとして取り上げ、同年秋からは、当会の「女性のための法律相談」の担当者研修の1枠をセクシュアル・マイノリティ研修にあてているところ、セクシュアル・マイノリティを対象とした法的な相談窓口の不足を解消していくための具体的な第一歩として、今回の電話法律相談を実施したものである。

セクシュアル・マイノリティを明示的に対象とした弁護士会による電話法律相談は、私の知る限り、全国で初の試みではないかと思う。

2 相談内容

相談件数は11件で、その内容は多岐にわたるものであった。具体的には、性同一性障がい者など生物学的性別と自認する性別が一致しない当事者又はその関係者からの相談として、就職時における説明方法や周囲の偏見に基づく中傷に関するものなどがあった。また、同性愛当事者又はその関係者からの相談として、自己の事故・病气等の緊急時のパートナーの関与の確保や死亡時の財産処理、元パートナーとの金銭トラブルに関するものなどがあった。



相談者の悩みがいずれも切実なものであったこと、事前に告知を行った先や今回の相談者から今後も継続して欲しい旨の強い要望を受けたこと、相談を告知する当会のtweet(ツイート)について多数のリツイートやお気に入り登録がなされていることから、弁護士による法律相談窓口の必要性が改めて感じられた。

3 今後の取組み

今回の電話法律相談の実施により、セクシュアル・マイノリティのための弁護士による法律相談窓口の存在の必要性が再確認されたことから、当委員会としては、来年度以降もセクシュアル・マイノリティのための電話法律相談を継続的に実施したいと考えている。同時に、セクシュアル・マイノリティについての正確な知識と正しい理解を有する弁護士を少しでも増やすべく、引き続き、当会の「女性のための法律相談」の担当者研修の1枠をセクシュアル・マイノリティ研修にあてていくと共に、来年度からは新たに、

「選択型実務修習」のプログラムにもセクシュアル・マイノリティの枠を設けることを予定している。

国は、2010年12月に閣議決定した第三次男女共同参画基本計画において、「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点から配慮が必要である」と明記しているが、セクシュアル・マイノリティに関する人権保障の観点からの法的枠組みや制度はほとんど整備されていないというのが現状である。2012年8月に閣議決定された自殺総合対策大綱の改定において、セクシュアル・マイノリティについての無理解や偏見等がセクシュアル・

マイノリティの自殺念慮の割合等の高さの背景にある社会的要因の一つであると捉え、セクシュアル・マイノリティに関する理解を促進するための取組みを行うべきことが盛り込まれたことにもあらわれているように、日本社会は、セクシュアル・マイノリティにとって生きづらい社会となっている。

すべての人が、性的指向や性自認にかかわらず、差別なく、人として尊重されるべきであることは、言うまでもない。多様なセクシュアリティを認め合う社会の実現へ向け、弁護士が果たすべき役割を改めて認識し、実行していきたい。

シンポジウム「だれのための秘密保護法か!？」

—これは、国民+国会議員VS官僚のたたかいだ!—

秘密保護法対策本部 副本部長 出口 かつお (64期)

特定秘密保護法は2013年12月6日に参議院で可決・成立し、同月13日に公布された。

しかし、成立したら終わり、ではない。附則を除いて30条もない同法の条文は、憲法との緊張関係（国会の最高機関性、裁判の公開、思想良心の自由、表現の自由、知る権利等）を孕む規定や、独立教唆や共謀を含む広範な処罰規定、曖昧な文言など、問題が山積みである。当対策本部は、今後も、この法律の問題点の検討や、廃止を視野に入れた運動を展開していく予定である。

2013年11月25日に開催された本シンポジウムでは、ムスリム違法捜査情報流出事件からわかった公安警察活動を題材に、特定秘密保護法と公安警察の問題を取り上げた。

はじめに、当対策本部の堀井準事務局長が同法案の問題点を説明した。行政機関の長が特定秘密に指定した情報は、国会でさえも、秘密会かつ安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがないと認めるときでなければ提供されない規定になっているが、これでは違法秘密や疑似秘密を国会がチェックできず、官僚の情報独占を強めることになることや、同法案が目的とするように秘密情報を的確に保護する体制を確立して漏えい防止を図るのであれば、むしろ文書管理体制を含む情報管理システムの適正化こそ必要であることなどの指摘がなされた。

続いて、ムスリム違法捜査弁護団の井桁大介弁護士（第二東京弁護士会）とフリージャーナリストの青木理氏をお招きして、パネルディスカッションを行った。

News & Topics

井桁弁護士からは、警視庁外事3課がテロ対策名目で、テロとの関わりも吟味せずに、ムスリム全ての個人情報収集し（行政機関個人情報保護法を無視して他の行政機関から旅券の写しやビザ申請情報・宿泊者名簿・外国人登録原票の写真を収集したり、捜査照会によってレンタカー業者・通信販売業者・金融機関等から個人情報を取得したりして、一人一人について詳細なファイルを作成した）、収集の結果テロとの関連性が窺われない人物であってもそのままデータベース化していたことが紹介され、特定秘密保護法のもとではこれらがテロ防止を理由に全て特定秘密になるだろうという報告がなされた。

これを受けて青木氏から、公安警察は冷戦体制終結後は縮小傾向にあったが、9.11テロを口実に増強され、権益を広げようとこのような調査をするようになったことや、テロ防止の名のもとに、反原発や反安倍政権のような人物

でさえも将来的に危険視されて監視対象になりかねないこと、蓄積された情報は権力となり、内容によっては政治家をゆすることもできることなどを、取材経験に基づきお話しいただいた。

警視庁はこの情報流出事件を捜査したが、流出元を特定できずに時効となった。公安警察が違法な個人情報収集活動を組織的に行っていたことこそが最大の問題だが、これらの情報は警察内部で厳格に管理されていたのだろうか。アクセス権者は限定されていたか、アクセスログの保管はどのようになされていたか。なぜ外事3課の限られた人員から流出者を特定できないのか。

特定秘密保護法によって秘密情報取扱者を管理し、漏えいを重罰化する以前に、行政機関における文書管理・情報管理システムこそ適正化すべきなのである。

日弁連野球全国大会 5年ぶりの優勝!

会員

川野 浩典 (60期)

会員

高津 陽介 (64期)

会員

平岡 雄一 (64期)

1 去る2013年11月、毎年恒例の日弁連野球決勝大会が広島県で開催された。今年度で33回目の開催となる日弁連野球全国大会は、全国より32の弁護士野球チームが参加し、地方予選を勝ち抜いた8チームが全国大会へと駒を進め、『弁護士野球日本一』の座を争うものである。

私たち東京ローヤーズ（正式名称は「東京弁護士野球クラブ」）は、東京三会（東弁、一弁、二弁）に所属する弁護士で構成されるチームである。選手数は

60名程度と大所帯で、高橋勝徳名誉監督（東弁、9期）から65期の新人まで、幅広い層の選手が所属している。

東京チームは、過去、10連覇を含む21回もの優勝経験を誇る強豪チームであるが、法曹人口増員の影響で(?)日弁連野球全体のレベルが上昇していることもあり、ここ4年間は優勝から遠ざかっていた。

そのような状況で、今年の東京チームは、文字どおり「挑戦者」として、広島の地に乗り込んだのであった。

2 初戦のボルケーノ熊本戦は、先制点を許す苦しい展開となるも、先発の千葉恵介投手（東弁、59期）の好投などで、3-1で辛くも勝利を収めた。

続く準決勝の相手、広島オーリンズは、本大会の主催チームである。この試合は、東京チームの打線が火を噴き、毎回の15安打14得点。投げては、倉持政勝投手（一弁、51期）から伊東章投手（二弁、23期）へとつなぐ投手リレーで広島チームの得点を2点に抑え、14-2で快勝した。なお、伊東章投手は御年70歳であるが、現役バリバリ、衰え知らずの驚異的な活躍を見せて続けている。

決勝戦の相手は、宿敵、大阪弁護士野球団。大阪チームは、日弁連大会二連覇中であり、本大会でも優勝候補の筆頭である。東京チームは、序盤に猛攻を仕掛け、4点のリードを奪い試合を優位に進めるも、終盤に大阪チームの粘り強い反撃に遭い、最終回到同点に追いつかれる苦しい展開。どちらに転んでもおかしくない試合展開であったが、東京チームが執念で1点を勝ち越すと、大会を通じて攻守にわたり大車輪の活躍を見せた浅岡知俊中堅手（二弁、63期）の好返球などで、粘る大阪チームの攻撃を振り切り、東京チームが大阪チームを6-5で降した。

こうして、東京チームは5年ぶりに悲願の優勝を収め、歓喜に沸いたのであった。

3 最後に、優勝以外に印象に残ったことを3つ挙げる。



第1に、全国各地の弁護士と懇親を深められたこと。大会初日の夜には参加者及び関係者が一堂に会し、懇親会が催されるなど、全国各地の弁護士と懇親を深める機会が得られた。このような機会は、通常の弁護士業務ではなかなか得られないものである。

第2は、ゲストとしてお招きした達川光男氏（元広島東洋カープ、現中日ドラゴンズバッテリーコーチ）から、試合についての講評や、野球に関する技術的なお話を聞いたことである。是非とも今後の野球人生に活かしたい。

第3は、本大会の使用球場が広島東洋カープの本拠地でもあるMAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島であり、素晴らしい球場で野球ができたこと。野球人としては、プロ野球で使用する球場で野球ができたことは望外の喜びである。